

【再公告】竹橋合同ビル照明器具更新工事

（公告/公示日：2024年12月6日／公告番号：24a00826）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答												
1	入札説明書 P16	2. 6. 技術者の配置と資格について	工事全体 建設業法第26 条に規定する主任技術者又は監理技術者 電気設備工事 建設業法による1 級又は2 級電気工事施工管理技士 と記載がございます。 このどちらの条件も満たす技術者を配置するという事でよろしいでしょうか。 当方の技術者で、第一種電気工事士と登録電気工事基幹技能者の資格を保有する者は 本工事の配置予定技術者として認めていただけますでしょうか。	技術者の資格に関する競争参加資格は、入札説明書4頁目、第1の5. （2）4）に準じます。 したがって、入札説明書16頁目、第2の2. 6. 「技術者の配置と資格」は削除します。												
2		配置技術者	主任技術者及び現場代理人の要件をご教授願います。	主任技術者及び現場代理人の要件については通番1の回答どおりとします。												
3		配置技術者	主任技術者及び現場代理人の兼任要件をご教授願います。	主任技術者が現場代理人を兼任することは可能です。												
4	入札説明書 P20		調光センサー及び人感センサーは既存のものを継続利用する。と記載がありますが、 2024/12/16 現場内覧にて確認した際に、他エリアにて既存照明制御システムより別照明 制御システムへ変更しておりました。 入札説明書に記載の通り、既存照明制御システムを継続利用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、既存の照明制御システム（三菱電機ネットワーク照明制御システム MILCO. NET）を継続利用します。 同ビルの対象外エリア（レイアウト工事後のJBIC専有部）では、DALI規格に準拠した Helvar社製制御システムを導入していますが、JICA専有部及びJBIC/JICA共用部でも同規格 準拠の制御システムに移行するか未定であり、将来的に移行する場合も既存のMILCO. NETに 対応した照明器具も、TU（ターミナルユニット）を交換してPWM方式にすれば、Helvar社製 制御システムに移行することが可能なので、本工事ではDALI規格に準拠した照明器具であ る必要はないとの考えからです。												
説明書の訂正																
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後												
1	入札説明書 P16	2. 6. 技術者の配置と資格について	2. 6. 技術者の配置と資格 本工事の実施には以下の技術者を配置する。 <table><tr><th>工事種別</th><th colspan="2">必要となる資格</th></tr><tr><td>工事全体</td><td>■</td><td>建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>■ □</td><td>建設業法による 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士 電気工事士</td></tr><tr><td>機械設備工事</td><td>□ □</td><td>建設業法による 1 級又は 2 級管工事施工管理技士 当該工事に必要な消防設備士</td></tr></table>	工事種別	必要となる資格		工事全体	■	建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者	電気設備工事	■ □	建設業法による 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士 電気工事士	機械設備工事	□ □	建設業法による 1 級又は 2 級管工事施工管理技士 当該工事に必要な消防設備士	2. 6 技術者の配置と資格 入札説明書4頁目、第1の5. （2）4）に記載する通りとします。
工事種別	必要となる資格															
工事全体	■	建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者														
電気設備工事	■ □	建設業法による 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士 電気工事士														
機械設備工事	□ □	建設業法による 1 級又は 2 級管工事施工管理技士 当該工事に必要な消防設備士														